

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)	
地域名 (地域内農業集落名)	志方町上富木地区 (上富木)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月29日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は農地の規模が小さいため、兼業農家が多い中、高齢化が進み、後継者が不足している。そのため担い手の確保が課題となっており、令和6年度より規模拡大意向のある農業者へ農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約化に取り組んでいる。
 当地域は、ため池からの農地までの距離が長いことと、用水路、ポンプ等の老朽化により、水路の供給が困難となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物とし栽培を行う。水が入りづらい農地などの水稻の作付けが困難な農地については、麦の作付けを行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
後継者不在等の所有者に継続して働きかけ、農地利用意向の再確認を行いながら、農地中間管理機構を活用して、規模拡大の意向のある農業者を中心に集積面積の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
所有者の意向を踏まえ、新たに担い手へ長期で農地を貸し付ける場合は、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
大型機械の活用による効率化を図るため、畦畔撤去等により農地区画の拡大を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手の状況変化に対応するため、就農を希望する者がいれば、地域で耕作する農業者に支障のない範囲で、農地等の紹介を行うことで就農までの支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
担い手や農地利用者が見つからなかった農地については、遊休化しないように除草作業等の委託をおこなう。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・ヘアリーベッチ等の緑肥やたい肥を活用した環境負荷低減の栽培方法により、環境保全型農業を実施する。
- ・水の確保が困難な水田は、麦の耕作を目的とした畑地化を実施する。
- ・多面的機能支払交付金を活用し、農地及び水路等の維持・管理に取り組む。